

れている社会状況の反映である。

❖教育課程 普通科の教育課程は学校が定めるものであり、学習指導要領がすべての高校生に必修と定めている教科・科目を含む普通教育に関する教科・科目及び専門教育に関する教科・科目、ならびに特別活動により構成される。実際には、専門教育に関する教科・科目を開設している普通科は非常に少ない。また普通科では、全生徒に同一の教育課程を課す場合はきわめてまれで、教科・科目について選択制を取り入れている場合が多い。実際には、小規模学校をのぞくと、第1学年のみを共通として、第2学年以降に自由選択制、類型制あるいはコース制を採用するなど、種々工夫がこらされている。

自由選択制は、クラスを固定し、同一時間帯に並列して開設する複数の教科・科目の中から履修すべき教科・科目を生徒に自由に選択させる方式である。類型あるいはコース制は、進学・就職の別だけでなく、「進学」をさらに文系・理系・文理系、あるいは国公立大・私立大など、志望する進学先の大学・学部の性格や入試における学力検査科目などに注目して教科・科目の組み合わせを構成したものである。類型制では、クラスを固定したまま、教科・科目をセットにしたいくつかの類型を開設し、その中から生徒に類型を選択させる。コース制は、入学時に構成されたいわば自然学級を解体して、生徒をコースに分けて学級を構成する方式である。

自由選択制、類型制あるいはコース制のほか、高等学校学習指導要領は、生徒の学習の習熟度に応じて学級を編成することを認めている。しかし普通科は、学区域内において進学に際して事実上いわば習熟度別に配分されているに等しいので、学校内で習熟度別に学級を編成することには教育現場では抵抗が大きい。また京都府の公立高校普通科が1986年から実施している「類」は、生徒募集、入試の段階から区分されているので、コース制というより普通科をさらに区分した小学科に等しい方式である。

<佐々木享>

▶普通教科、高等学校

[参考文献]

佐々木享『高校教育論』大月書店、1976

佐々木享『高校教育の展開』大月書店、1979

普通教育

❖定義 すべての人が共通に学ぶべきものとされている教育、また、すべての人が共通に学んでいる教育。特定の職業生活に必要な知識・技能を学ぶ職業教育、高度に分化した特定分野を深く学ぶ専門教育あるいは高等教育と区別、対置される。初等教育を普通教育とみなすことに異論はないけれども、中等教育を普通教育とみなすか否かは、中等教育のとらえ方が時代あるいは国情に制約されるので、若干の議論がある。

学校教育法は、小学校の教育目的を「初等普通教育」、中学校のそれを「中等普通教育」、高等学校のそれを「高等普通教育及び専門教育」と規定し、普通教育を学校の段階に対応する初等、中等、高等の三段階に区分している。なお高等学校の段階では、普通教育のほかに専門教育をも課すとしていることが注目される。

❖普通教育の範囲 現代日本の普通教育は、学校教育法や学習指導要領等により、母国語、算数、理科、社会、図画、工作、体操、音楽等の教科と特別活動などで構成され、学校段階が進むに従って算数は数学に、図画は美術となり、保健が加わり、数学、理科、社会などは分化してその水準を高めるよう組織されている。

男女一方のみに学ばせる教科は、定義からして普通教育とは言えない。その意味で、旧学制下の「裁縫」「家事」、戦後の中学校・高等学校の家庭科のように女子にのみ課された教科は、女子教育の重要な教科ではあっても普通教育とは言えない。男子のみに課されていた中学校の技術科も同じ意味で普通教育の教科とは言えない状況にあった。これら教科については、広範な女性の要求によって実現した「女子差別撤廃条約」の批准（1985）に伴い、1989年に改訂された中学校・高等学校学習指導要領が性別履修指定を完全に撤廃したので、普通教育の教科となる可能性が生まれた。なお現在の中学校、高等学校ではほとんどすべての生徒が外国語を学習しているにもかかわらず、学習指導要領は外国語を必修教科としていないので、外国語学習は厳密な意味では普通教育とは言えない。また中学校の技術科から発展する教科が高等学校にないことも、一つの重要な問題とされている。これらの事情は、普通教育の内容が社会的、歴史的條件に規定されることを示唆して

いる。

日本国憲法第26条は、教育を受けることは国民の権利であると規定し、またすべての国民は、その保護する子どもに普通教育を受けさせる義務を負うと規定している。教育を受ける権利は人間が人間らしく生きるための生存権の基礎をなすものであり、現代日本では、普通教育の基底的な部分を義務教育としているわけである。これを受けて国、地方自治体は義務教育を実現するために学校設置義務を負っている。教育基本法第4条は義務教育年限を9年と定め、学校教育法第22条は就学させるべき年齢を満6歳から満15歳までと定めている。これらの規定をもって普通教育すなわち義務教育とみるのは正しくない。むしろ、現在の義務教育年限は、1947年という現行法制定時の社会的条件に制約され、普通教育のうち国家財政等が許容しうる最低の範囲を規定したとみるべきものである。第2次大戦後の抜本的教育改革を審議した教育刷新委員会が高等学校について「男女18歳未満の者は、1カ年一定時間の普通教育を受けるものとする」と建議していたこと、学校教育法案の起案時には含まれていたこの条項が、国家財政が許さないという理由により政府案決定の段階で削除されたことは、前述の事情を裏書している。

❖沿革 身体、道徳、知性をみがき人格の調和的発達を目指す、という古代ギリシアの自由民のあいだに生まれた自由教育の思想は、ギリシア語、ラテン語などの古典語の教育を重視するパブリックスクール（イギリス）、ギムナジウム（ドイツ）、リセ（フランス）など西欧諸国に発達した特権的性格の強い古典的な中等学校の教育に色濃く継承された。他方、普通教育の思想は、近代的民族国家誕生期にコメニウス Comenius, J.A., ルソー Rousseau, J.-J. などによって主張され、母国語によって読み書き算を教える大衆的庶民教育の思想として発展した。普通教育の制度化の過程は多様で、信仰上の教義を教え込むことを制度化しようとした国、読み書き算の教育をもっぱら教会の事業とした国、いち早く産業革命に入ったイギリスのように工場法による幼年労働規制との関係で初歩的な読み書き算の義務教育制を発達させた国などがある。こうした中で地域住民が共同して学校設置主体となりすべての子どもを一定年限まで教

育する方式が新大陸アメリカで生まれ、普通教育制度化の最も重要な流れとなった。欧米先進諸国に生まれた普通教育のシステムは、20世紀に入ると、義務教育として制度化されて今日に至っている。なお西欧諸国にあっては、発生の経過からして普通教育に対する教会の影響力が強く、普通教育における宗教教育の扱いは今日においても重要な問題領域を構成している。

20世紀後半以降に植民地・従属国から独立した発展途上国においては、文化の発達の遅れ、劣悪な経済条件の中で、国と民族の未来を託す普通教育の普及、義務化の努力が続けられている。

わが国の幕藩体制下の藩校は、藩士の子弟に漢学と公認の儒学を教育した。藩校はラテン語、ギリシア語を教育してはいなかったけれども、その性格は西欧の中等学校に相当したと言える。他方わが国では、都市村落を問わず子どもたちに読み書き算を教える大衆的教育施設として寺子屋が発達した。幕末期のわが国の住民の識字率は、すでに同時代の欧米のそれを上まわっていた。こうして寺子屋の教育は、わが国の普通教育の起源をなしていたと言える。

明治政府は、国の威信と科学・技術の未来を託す人材育成の教育機関の整備にいち早く着手するとともに、早くも1872（明治5）年には学制を公布して西欧の教授システムによる小学校を全国に普及させる施策を採り始めた。1879（明治12）年の教育令には「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ」というかたちで「普通教育」の用語が登場し、1886（明治19）年の小学校令には「父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」という規定が現れる。こうしてこの時期から、学制以来単一化されていた小学校への義務就学により普通教育を実現する施策が登場した。1890年の小学校令は「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と規定して、普通教育の性格を明らかにした。小学校教育によって普通教育を実施する制度は、こうしてわが国に定着した。

戦前日本の普通教育は、普及が著しかった一方で、「教育勅語」を至上の教育価値とし、教科・科目の編成やその教育内容を厳しい国家統制のもとに置くなど、天皇制教育体制の中枢に位置づけら

れていたなどの問題をはらんでいた。また、旧学制のもとで発達した中等教育の目的とされた「高等普通教育」は、一般陶冶を企図していたものの、実態的には上級学校進学準備教育として機能していた。戦後になって、普通教育は「定義」の項に前述した如く再編された。

❖課題 現代日本では、小・中学校への就学率はほぼ100%、義務教育終了後の高校進学率96%、高校中退率約2%と普通教育は国際的にみても高い水準で広く普及している（1991年現在）。普通教育拡充のための義務教育年限の延長が改めて重要な課題となっている。こうした中で、不登校生徒が義務制学校でも1%近くになる傾向が見られるなどの点で、普通教育をめぐる環境のいっそうの整備充実が求められている。また、教科書検定の強化、入学式・卒業式等の学校行事の際の日の丸掲揚、「君が代」斉唱の強要に代表される普通教育への国家の干渉、統制の在り方は、国民の教育権との関係で、解決すべき大きな問題となっている。

<佐々木享>

▶初等普通教育，中等普通教育，高等普通教育，普通教科，
教育権，ランジュヴァン・ワロン・プラン

[参考文献]

堀尾輝久『現代教育の思想と構造』岩波書店，1971